

介護老人保健施設 くびきの 通所リハビリテーション・予防通所リハビリテーション 利用契約書

(利用者氏名)

_____ (以下、「利用者」という。)と医療法人 知命堂病院 (以下「事業者」という。)は、事業者が提供する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション (以下、「通所リハビリテーション等」という。)の利用等について、以下のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション等を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者 (以下「扶養者」という。)は、この契約書に記載された事項を遵守し、その義務を履行することを本契約の目的とします。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は以下の通りとします。

契約の開始日 令和 年 月 日 から

契約の終了日 利用者の要介護認定の有効期間の満了日

- 2 契約の終了日まで利用者または扶養者から契約を終了する旨の申し出がない場合は、本契約は自動的に更新されるものとします。
- 3 本契約書 (契約書別紙兼重要事項説明書を含む) の記載事項が改定された場合は、利用者及び扶養者に別途書面等により改定された事項について通知し、同意を得るものとします。

(扶養者)

第3条 本契約において扶養者とは、利用者の利用料の支払いについて利用者本人と連帯して債務を負担し、通所リハビリテーション等の利用全般に関する相談に応じることを約し、事業者にこれを届け出した者をいいます。

扶養者には利用者の病状についての医師からの説明、相談及び利用者の状態変化、入院等の場合において緊急に来所を求める場合があります。

- 2 扶養者を変更する場合は、予め事業者へ届出をしなければなりません。但し、やむを得ない事情によりあらかじめ後任者を選任できない場合は、欠員の発生後速やかに後任者を選任し、届出をしなければなりません。
- 3 扶養者が本契約に定める義務を怠り、または放棄した場合は、事業者は本契約を解除することができます。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び扶養者は、事業者に対し、サービス利用の中止または契約解除の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画に関わらず、本契約に基づく通所リハビリテーション等の利用を解除・終了することができます。

(事業者からの解除)

第5条 事業者は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所リハ

ハビリテーション等の利用を解約・終了することができます。

- ① 利用者が要介護（要支援）認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合、その計画で定められた通所リハビリテーション等の利用日数を満了した場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション等の提供が困難と判断された場合。
- ④ 利用者及び扶養者が、本契約に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者またはその扶養者、家族等が、事業者、事業者の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信的行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、施設設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用できない場合
- ⑦ 利用者が受診、入院その他緊急的措置が必要となった時、または医師による病状説明やその他職員による相談・指導が必要となった時において、事業者からの来訪の求めに応じていただけない場合。
- ⑧ 第3条第1項から第2項に掲げる扶養者としての義務を怠り、もしくは放棄した場合

（個別サービス計画の作成及び変更）

第6条 事業者は利用者の日常生活の状況や心身の状況及び希望等を踏まえ、利用者の居宅介護サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に基づいて、サービスの目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成にあたっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得たうえで交付します。

- 2 事業者は計画の実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

（利用料金）

第7条 利用者及び扶養者は、連帯して、事業者に対し、本契約に基づく通所リハビリテーション等の対価として、契約書別紙兼重要事項説明書に記載の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額、及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、事業者は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 利用者が、契約書別紙兼重要事項説明書に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、体調や容体の急変等、やむを得ない事情がある場合を除き、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者または扶養者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び扶養者は、連帯して、事業者に対し、当該合計額をその翌月の12日までに支払うものとします。なお、支払い方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 4 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

（記録）

第8条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション等の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の

承諾を得た場合やその他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第9条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ず、他に代替的な方法がない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設担当医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録等に記載することとします。

(秘密の保持)

第10条 事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者もしくはその家族等に関する個人情報の利用目的を契約書別紙兼重要事項説明書のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護保険事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業者等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

3 事業者は、事業者の従業員が退職後も在職中に知り得た利用者又は扶養者もしくはその家族等の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

4 第1項の規定に関わらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(緊急時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 事業者は、利用者に対し、通所リハビリテーション等での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 入所中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。利用者の病態や受傷の程度が重篤であるとき、又は入院を要するときは、扶養者に対し当施設又は搬送先の医療機関等への来所を要請します。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 利用中に事故が発生したときは、扶養者又は、利用者及び扶養者が指定した者に対し、緊急にその旨を連絡します。また、保険者の指定する行政機関に対しても速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第13条 利用者及び扶養者は、事業者の提供する通所リハビリテーション等に対しての要望又は苦情等について、事業所の相談窓口及び関係機関に対して申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

2 事業所は、提供したサービスについて、利用者又は扶養者や利用者の家族等から要望や苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

(賠償責任)

第14条 通所リハビリテーション等の提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

上記のとおり、通所リハビリテーション等の提供に関する契約を締結します。

上記契約を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業者の双方が記名の上、それぞれ1部ずつ保有します。

※ 利用者に代わり扶養者が代筆する場合は、利用者本人から承諾を得てください。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 新潟県上越市西城町3丁目6番31号
事業者名 医療法人 知命堂病院
事業所名 介護老人保健施設 くびきの
代表者職・氏名 理事長 森川 政嗣

この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

また、第10条に定める利用者及び扶養者、その家族等に関する個人情報の使用について、同意します。

(利用者) 住 所 _____
氏 名 _____

(扶養者) 住 所 _____
氏 名 _____

利用者との続柄 _____